

室住眞麻子著

## 『日本の貧困』

家計とジェンダーからの考察』

評者：塚原 康博

本書は、家計研究を専門とする著者が家計とジェンダーからみた日本の貧困について論じたものである。まずはじめに、各章ごとの要点を評者なりに要約し、その後でコメントすることにした。

第1章の目的は、福祉国家研究における家計分析をジェンダーの視点からみることと日本の家計収支構造の実態が日本の社会保障政策に示唆する諸点を述べることである。福祉国家において家計が社会保障政策の支払い手かつ受け手であり、生活の場であると位置づけられ、家計のとらえ方として2つの見方が示される。1つは、ベッカーによる「単一不可分な単位としての家計」である。この見方では、家計は家庭内の生産性の極大化を目指すため、性別役割分業に合理性が与えられるが、家計内配分は考慮されない。もう1つが、センによる「協力的対立関係としての家計」であり、世帯内の男女は、ともに暮らす一体感の中で共通する利害と対立する利害の二重の利害に直面する。この見方によれば、一体感により、相対的な剥奪の被害者である女性の意識は低下し、対立が見えにくくなる。インドでは、同一家計内での男児優遇・女兒冷遇の性的バイアスが存在し、女性の権利剥奪がある。社会保障研究所の児童養育費調査

によると、子の養育費の上昇に対しては、妻への支出配分の減少で対応しているという結果が得られている。センの見方や社会保障研究所の調査結果から、家計内配分を考慮すること、とりわけジェンダーの観点から考慮することの重要性と、家庭内配分で女性（妻）が不利であるという点が明らかにされる。

また、出口の配分面のみならず、入り口の収入面でも、男性の優位が強調される。階級・階層研究における世帯内のジェンダー関係の分析結果が引用され、妻の満足度は夫の所属階級に規定され、夫による妻のグレードアップ効果が見られるという橋本の主張や夫の収入は妻の階層をアップさせるための戦略的資源であるという赤川の主張が紹介される。収入における男性優位は貧困率にも表れており、他国と比べても日本では、男性の勤労収入によって生活を維持するというパターンが強く、このパターンから外れると貧困に陥るリスクが高い。女性の収入の低さは、母子家庭の貧困につながっている。このような現状認識を踏まえて、著者が主張するのは、女性の雇用保障および安定収入の保障、育児ケアサービスの提供、男性に向けた家族賃金ではなく個人に向けた現金給付である。

第2章は、不況下の家計消費に焦点を当てている。日本はバブル崩壊後に長期にわたる不況を経験したが、不況が深刻化した原因の1つとされているのが、家計消費の低迷である。1999年以降の家計は対前年実質増加率でみると、実収入、可処分所得、消費支出ともにマイナスである。他方で、世帯の社会保険料や住宅ローンなどの返済は減少していないので、収支不一致の調整弁として消費支出が低下しているという主張がなされている。したがって、社会保険料、私保険の掛金、住宅ローンの返済の重荷が介在して、消費を低下させ、不況を長引かせているという点がクローズアップされる。

また、大学生のいる世帯、借家の世帯、失業の世帯などの高い消費性向もしくはマイナスの消費性向（貯蓄の取り崩し）が示され、対策として、景気回復策のみならず、家計収支への直接的なテコ入れの必要性が強調される。家計収支を支える政策として、第1に、教育費の格差が格差の世代間再生産を生むのを防止するために、子供のいる勤労世帯に対する社会給付、第2に、女性の収入確保のための社会的な支援、第3に、信頼できる社会保障制度の構築が提言されている。これに関して、筆者は中・低所得層の私保険掛け金の支出が高いのは、この層への社会保障制度のカバーが不十分であるからだと指摘している。第4に提言がなされているのが、教育費と住宅費の社会的負担である。

第3章の目的は、ジェンダー視点から見た貧困測定のあり方を議論することと個人所得と世帯所得を同時に考慮して貧困を測定することの重要性とその具体例を述べることである。センの議論を引用して、所得だけでは貧困はとらえられず、健康状態や障害の有無の考慮も必要なことにも注意を促しているが、所得は社会参加の前提条件であるというアトキンソンの主張を受け入れ、本章では、貧困指標として所得を用いている。貧困指標として所得を用いるにしても、所得単位が何であるかが重要である。はじめに、所得を世帯所得とするときの問題点が指摘されている。問題点は、世帯所得が多くと、世帯内の子や女性の貧困はありうること、世帯単位にすると、他人に依存せずに生きる個人の独立と自由という視点が見えなくなることである。さらに重要な先行研究である前田ほかの研究を紹介し、子の数の増加や成長にしたがって、家庭内の支出配分が変化し、妻への配分が低下すること、妻の就労の有無にかかわらず、支出配分は、夫、第1子、第2子、妻の順番であること、妻への支出配分は妻の収入が大きい

ほど増加することに言及している。日本の実態に関しては、一人親（母子）世帯の低収入、すなわち貧困率の高さが明らかにされ、一度、生活保護を受けるとそこから抜け出せないという小川による「貧困のワナ」の議論が紹介されている。2002年8月からの児童扶養手当の削減が、母子世帯の貧困率を引き上げる懸念が表明されている。本章の最後では、家庭内の個人所得と世帯所得の両方を含んだ貧困測定を行っているミラーの研究を紹介し、その有効性を指摘している。ミラーによる貧困測定とは、まず貧困線を設定し、次にその個人の市場所得、配偶者の市場所得、ミーンズテストによらない社会保障給付、ミーンズテストによる社会保障給付、他の世帯メンバーによる所得の順に所得を加算し、どの収入源がその世帯を貧困から引き上げているかを明らかにしようとするものである。この方法によれば、個人が自らの所得で自らをどの程度養っていけるのかを示すことができ、他者と分かち合う所得、支援を受ける所得を示すことができる。

第4章では、日本を対象とした福祉国家論が紹介され、「新国民生活指標」とミラーの研究成果に言及しながら経済格差や貧困を測定する際にジェンダーがどのように組み込まれているのか否かが検討されている。ここでは、福祉国家論を論じた部分の要約を示すことにする。メリアンの「日本型福祉国家」論によると、以前の日本は、企業福祉が中心で福祉国家の発達が遅かったが、1990年代の経済危機を転機として、終身雇用や年功賃金などの企業福祉が弱体化し、男女の共働き、高齢者や子への社会サービスの充実が必要とされるに至ったという。したがって、メリアンは家族と企業が支えてきた日本型福祉国家論は終わりを告げたと主張する。大沢も不況・雇用不安により、「家族頼み」「男性本位」「大企業本位」の構造が腐蝕しており、

張り替えが急務であると主張している。瀬地山は、主婦の保護・優遇から女性の労働力化への移行を提唱しており、日本の進むべき道として、北欧型福祉国家が主張される。

第5章では、子をめぐる貧困の問題が取り上げられる。子の存在は、子への支出増、母親の就労機会の中断を通じて世帯の貧困リスクを引き上げ、他方で、貧困世帯に生まれた子は、平等な機会が与えられず、将来の可能性から排除される。子が誕生の偶然で機会を奪われるべきではないため、政府により政策的な対応が求められる分野である。ユニセフによれば、子供の貧困は、低所得のみならず、将来展望、教育、励まし、時間や愛情やケアなどの欠如により生じる。しかし、所得は事実上、どの指標とも関連している。ブラッドリーは、一国内の中位所得（規模と構成を調整済み）の半分以下の所得しか得られない人を相対的に貧困な人と定義して、子の貧困率と人口全体の貧困率を比較している。それによると、北欧などを除く、日本を含む多くの国で、子の貧困率のほうが高かった。さらに、ユニセフレポートによると、1990年代の10年間における子の貧困率は日本を含む多くの国で上昇した。日本を対象にした研究から以下の結論が得られている。子の貧困は親の所得水準に影響を受けるが、日本では、一人親の就労率は高いものの、一人親の貧困率も高い。母親の収入について、育児休業があっても出産・育児期に就労をストップする母親が多く、再就職時点で低収入に陥ること、女性の収入が教育期の子の消費にとって重要である。

第6章は、近年日本でなされた貧困研究を取り上げている。著者はその特徴として5点を指摘している。第1に、貧困測定の尺度として、貨幣所得以外に生活財や生活行動を尺度としている。第2に、その際に現代の生活様式も加味している。第3に、縦断・パネル調査により貧

困のダイナミクスが測定されている。第4に、同一調査・同一データを用いて複数の貧困測定を行っている。第5に、フローのみならず、金融資産やローンの有無などストックの側面からも計測している。使用する等価スケールの違いや基準となる所得を平均とするか中位とするかで貧困率が異なることも言及されている。続いて、女性を対象にした貧困研究が紹介される。岩田・濱本によるパネル調査からは、一時点における貧困層よりも多くの貧困層が存在すること、未婚で離職した女性と出産期に離職した女性の貧困経験が多くなっていることが明らかにされている。また、国際比較を行った山田によると、日本の場合に、75歳以上の女性単身世帯の約8割が低所得である。以上の研究から、夫の稼ぎ、夫の年金のすべてをもたない単身女性の生活維持は困難であることが指摘される。イギリスでは、政府が子の貧困を多層的なアプローチにより測定している。欧州連合も貧困と社会的排除の縮小を目標に掲げ、指標や政策の開発を進めている。日本では、貧困測定が研究者によりなされているので、政府レベルでの取り組みの必要性が述べられている。

第7章では、家族内での個人間の関係、とりわけ女性に視点が当てられる。家族は私的世界であり、経済的安定、豊かさ、健康、安らぎをもたらす「第1次的福祉志向集団」とみなされているが、他方で、家族内での各人の権利の対立も発生する。ハーバーマスは、近代社会を公的なものと私的なものに分離し、一方に物質的な再生産を行う表の経済と管理国家があり、他方で、子の養育や連帯形成、文化伝承などを再生産する核家族と公共圏があるとした。これに対し、フレイザーはハーバーマスの2分法を批判し、女性による家事労働や子の養育は再生産労働であるとしている。フレイザーは、旧来の福祉国家で存在した旧来のジェンダー秩序（男

が主な稼ぎ手で、女が無報酬の家事労働)が崩壊したため、女性と子に十分な保護が与えられないと主張し、脱工業化社会での新たなジェンダー秩序を提言している。それはジェンダー平等を前提とするものである。ジェンダー平等の規範的原則は、貧困の防止、搾取の防止、所得の平等、余暇時間の平等、尊重の平等、半周辺化原則、反男性中心主義の7つからなる。そして、これらを満たすモデルを見つけなければならないとフレイザーは主張する。そして、これら7つに照らし、女性の収入で自身と家族が生活可能な「普遍的稼ぎ手モデル」、ケア労働のみで自身と家族が生活可能な「ケア提供者同等モデル」、収入を稼ぎ、ケアを提供するパターンを普遍化し、すべての仕事はこれら2つの責任を果たしている労働者のために計画すべきだとする「普遍的ケア提供者モデル」の長短を比較して、「普遍的ケア提供者モデル」の優位性を主張する。

本書全般に対するコメントとしては、第1に、本書は、各章で扱っているテーマが大きく、展開されている議論もしばしば拡散し、結論との関係がややわかりにくいところがある。先行研究を援用し、一度に多くのことを言おうとしすぎているため、一番重要なメッセージが何かを理解するのに窮する箇所があった。経済学では、通常、かなり限定されたテーマを扱い、あまり議論を拡散させず、理論モデルや統計解析に基づいて厳密に論証を行っていくというスタイルをとる。このスタイルに慣れている評者にとって、本書の結論や政策提言は同意できる部分は多いものの、各章の議論展開で論証されたことになるのかやや疑問に感じた。しかし、これは、学問分野における方法論の違いや扱っているテーマの広さによるところが大きいからであろう。

第2に、政策提言では、家計の特定の個人に

絞った給付や女性の市場賃金の安定化などが示されているが、思い浮かぶのは、政府の巨額な財政赤字である。将来世代に借金を残さないとすると、給付増のためには、増税をするかどこかの支出を削減しなければならない。また、女性の市場賃金は市場で決まっており、水準を上げるような規制を行うと、女性の雇用自体を減らす可能性がある。これらの問題は本書の範囲を超えているが、改めて考えさせられる問題である。

第3に、本書の特徴として、先行研究の参照や引用が多いことがあげられるが、もう少し著者自身の理論仮説や独自調査による独自の事実発見があってもよいのではないかと感じた。ただし、これらは、評者による過剰な期待であって、本書の価値を減じるものではない。本書で扱っているテーマは、福祉国家論も射程に入れたスケールの大きいテーマであり、時代に合った重要なテーマである。著者は、このような重要なテーマに果敢に挑み、世帯内におけるジェンダー視点の重要性を読者に伝えることに成功している。世帯内のジェンダー視点によって明らかにされた論点、すなわち、世帯内の女性貧困、世帯内の女性所得と女性消費の関連性、世帯内における社会給付の受取り手(男性か女性か)の違いによる消費パターンの変化(女性が受け取ると子と女性の配分が増加)などはきわめて興味深い論点である。これらの論点に関わる研究の進展に加え、独自の理論仮説、独自の実態調査の実施など、世帯内のジェンダー視点に基づく研究のさらなる発展に期待したい。

(室住真麻子著『日本の貧困 家計とジェンダーからの考察』法律文化社、2006年10月、x+202頁、定価3100円+税)  
(つかはら・やすひろ 明治大学情報コミュニケーション学部教授)